

# 令和7年度 職員の男女の給与の差異等の情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

海部東部消防組合管理者 八島堅志

令和8年6月1日

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8%
全職員	76.1%

### 2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
消防長級（8級）	—
次長・署長・消防司令長級（7級）	—
課長・主幹級（6級）	—
課長補佐級（5級）	—
係長級（4級）	103.5%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	81.1%
21～25年	100.6%
16～20年	63.9%
11～15年	—
6～10年	55.1%
1～5年	69.1%

#### 【説明欄】

(2) 勤続年数別男女差について、21～25年に該当する女性職員は2名おり、2名とも救急隊に所属しているため、手当等の関係で男性職員よりやや上回っている。16～20年目については、該当する女性職員2名のうち1名が育児短時間勤務中であるため、支給額が6割程度となり差異が生じている。6～10年目及び1～5年目については、それぞれ該当する女性職員2名のうち1名が育児休業中のため差異が生じている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理職の地位にある職員	0.0%

### 【説明欄】

管理職の地位にある職員は、勤続年数が30年以上の職員が主であり、現在女性職員の勤続年数が30年未満であるため。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
消防長級（8級）	0.0%
次長・署長・消防司令長級（7級）	0.0%
課長・主幹級（6級）	0.0%
課長補佐級（5級）	0.0%
係長級（4級）	23.1%

### 【説明欄】

経験年数等の関係で課長補佐以上の役職に現在女性職員がいないため。

## IV 男女別の育児休業取得率及び男女別育児休業の取得期間の分布状況

### 1 男女別の育児休業取得率

#### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	41.7%
女性	100.0%

#### (1) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	0.0%

### 2 男女別の育児休業取得率

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	40.0%	—	—	—
1月超3月以下	40.0%	—	—	—
3月超6月以下	20.0%	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	100.0%	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

### 【説明欄】

男性職員の育児休業については、勤務人員の確保等により約4割の取得となっている。なお、会計年度任用職員は、総人数が3人で育児休業に該当する職員はいなかった。

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7.3時間/月
内部部局等以外	15.2時間/月

### 【説明欄】

指令センターに派遣している職員3人が、変則的な勤務形態で業務に従事しているため。